

## 【雲南市加茂B&G海洋センター プール会員規則】

### 第1条 (定義)

本規則によって定める条項は「雲南市加茂B&G海洋センター」（以下「本センター」という）に適用されるものとします。また、「雲南市都市公園条例」、「雲南市都市公園条例施行規則」を上位規則とし、誰もがより安心して安全にご利用いただくためのものです。

### 第2条 (運営管理)

本センターの運営管理は、株式会社キラキラ雲南（以下「管理者」という）が行います。

### 第3条 (目的)

本センターは、スポーツ・身体活動を通じて市民の誰もが、幸福で豊かな生活を営むことができる健康づくりをサポートすることを目的とします。

### 第4条 (プール会員制度)

- (1) 本センターは、プログラム会員、1か月会員、3か月会員、1年会員、家族会員、企業会員をプール会員とします。
- (2) プール会員は、本センターが定める諸注意を遵守しなければなりません。
- (3) プール会員は、利用にあたり、本センターの指示に従わなければなりません。

### 第5条 (家族会員)

- (1) 家族会員は、正会員と同居している親族に限ります。
- (2) 1回の最大利用人数は、4名までとします。
- (3) 家族会員は、専用カードを受付で提示してください。

### 第6条 (企業会員)

- (1) 企業会員は、社員の福利厚生にご利用していただけます。
- (2) 1回の最大利用人数は、10名までとします。
- (3) 企業会員は、専用カードを受付で提示してください。

### 第7条 (入会資格)

本センターのプール会員の入会資格は、第3条に賛同し、次の各項に該当する方で、本センターが認めた方とします。

- (1) 本規則および諸注意を遵守する方
- (2) 未成年者の場合には保護者の同意が得られた方
- (3) 障がい者の場合には保護者の同意が得られた方
- (4) 刺青、タトゥーのない方
- (5) 暴力団関係者でない方
- (6) 日本在住の方
- (7) 医師に運動を禁止されていない方で、健康に問題がないと自己申告できる方
- (8) 伝染病、感染症、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方

### 第8条 (入会手続き)

- (1) 本センターのプール会員に入会しようとする方は、本規則を承認したうえで、所定の入会手続きを行い、本センターが入会を承認し、諸費用を納入し、利用開始日が到来したときに、プール会員資格を取得し入

会できるものとします。

- (2) 未成年者または障がい者の方が入会する場合は、保護者の同意を得て所定の入会手続きを行い、本センターが入会を承認し、諸費用を納入し、利用開始日が到来したときに、プール会員資格を取得するものとする。この場合、保護者は本規則に基づく責任を本人と連帯し負うものとします。

#### 第9条 (諸費用)

- (1) プール会員種別毎の諸費用は、プール利用料金表に定めます。
- (2) プログラム会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込むプール会員種別に応じてそれぞれの諸費用を払い込むものとします。
- (3) プール会員は、施設利用の有無にかかわらず、自ら所属するプール会員種別において必要となる諸費用を支払うものとします。
- (4) いったん納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは管理者が認める理由がある場合を除き、返還できません。

#### 第10条 (諸費用の改定)

- (1) 管理者は、別に定める諸費用を改定することができます。
- (2) 前項の改定を行う場合は、1ヶ月以上前にプール会員に対し掲示し、通知します。

#### 第11条 (会員証)

- (1) 本センターは、プール会員に対し会員証を発行します。
- (2) プール会員は、本センターの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
- (3) プール会員証は、家族会員、企業会員を除き、本人以外の使用はできません。
- (4) プール会員証を紛失した場合は速やかに本センターで再発行の手続きをとり、再発行手数料(プログラム会員330円、その他会員110円)を支払わなければなりません。

#### 第12条 (プール会員資格の譲渡、貸与)

本センターのプール会員資格は、本人限りとし、譲渡、貸与をすることができません。

#### 第13条 (禁止事項)

プール会員は、本センター内および近隣地域にて第三者や施設スタッフ、本センター、管理者に対して以下に定めた禁止行為をしてはいけません。

- (1) 誹謗中傷
- (2) 暴力行為
- (3) 恐怖を感じる危険行為
- (4) 備品の持ち出し
- (5) ストーカー行為
- (6) 法令や公序良俗に反する行為
- (7) 刃物や危険物の持ち込み
- (8) 物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- (9) 高額な金銭、貴重品の持ち込み
- (10) 本センター内の秩序を乱す行為
- (11) その他、本センターがプール会員としてふさわしくないと認める行為

#### 第14条 (入場禁止、退場)

本センターは、プール会員が次の各項に該当すると判断した場合は、その会員の入場を禁止および退場を命じます。

- (1) 第7条の入会資格を喪失した場合
- (2) 本センターの規則、諸注意に違反した場合
- (3) 第13条各項の禁止事項を行った場合
- (4) 酒気を帯びている場合
- (5) その他、本センターが運営上支障を生じると判断した場合

#### 第15条 (損害賠償責任免責)

管理者および本センターは、プール会員が本センター内および駐車場で発生させた人的、物的事故並びに盗難、紛失及びその他の事故について、管理者および本センターに故意または重大な過失がある場合を除き、一切の損害賠償の責を負いません。

#### 第16条 (プール会員の損害賠償責任)

プール会員が故意または過失によって本センターの施設、物品等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

#### 第17条 (諸手続き)

- (1) プール会員は、入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに本センター窓口まで連絡しなければなりません。
- (2) 管理者および本センターより、プール会員の住所宛に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛におこない、会員の届出情報の不正確であることによる未達の責は負いません。

#### 第18条 (コース変更)

安全で円滑な指導・運営のため、コースは原則3か月間継続してご利用ください。自己都合によりコースを変更する場合は、変更する前月末日までに窓口で所定の手続きを行うことで変更するものとします。

#### 第19条 (退会・休会)

- (1) プール会員が自己都合により本センターを退会・休会する場合は、利用終了月の前月末日までに、所定の退会・休会手続きを行うことで、退会・休会するものとします。
- (2) 休会期間は、最大3か月までとします。休会期間が終了しても、本センターまで教室再開の連絡がない場合は、会費の引き落としを再開します。休会期間中であってもシステム手数料は徴収いたします。
- (3) 諸費用の未納金がある場合は、第1項の退会・休会手続き時に完納するものとします。
- (4) 退会・休会月の会費は、退会・休会の月に1回でも教室に参加していれば、これを全額支払わなければなりません。
- (5) プール会員証は、施設の最終利用時に返却するものとします。

#### 第20条 (プール会員に対する除名処分)

プール会員が以下の各項に該当した場合、その会員に対して警告あるいは除名することができます。

- (1) 第7条の入会資格を喪失した場合
- (2) 本センターの規則、諸注意に違反した場合
- (3) 第13条の禁止行為を行った場合
- (4) 諸費用の支払を連続して2ヶ月怠った場合
- (5) 法令に違反した場合
- (6) その他、管理者または本センターがプール会員としてふさわしくないと認めた場合

## 第21条 (プール会員資格の喪失)

プール会員は以下の各項に該当した場合、プール会員資格を喪失し、プール会員としてのいかなる権利も喪失します。

- (1) 第18条に定める退会手続きが完了したとき
- (2) 第19条により本センターに除名されたとき
- (3) プール会員本人が死亡されたとき

## 第22条 (営業日、営業時間)

- (1) 営業日、営業時間、休館日については、別に定めます。
- (2) 本センターは、運営管理上、営業日、営業時間を変更する場合があります。
- (3) 営業日、営業時間の変更がある場合は、プール会員に対して掲示し通知します。

## 第23条 (休業)

管理者は、以下の理由により本センターの全部または一部を休業することができます。休業が予定される場合は原則として1ヶ月以上前にプール会員に対し掲示し、通知します。この場合、休業の原因、理由、期間等により、法令の定めまたは管理者が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減、免除されることはありません。

- (1) 天候、災害、事故、その他やむを得ない理由などにより営業が困難と本センターが判断したとき
- (2) 施設の点検、修理、または改修などが必要な場合
- (3) プール会員の安全確保のため、本センターが必要と判断した場合
- (4) その他、法令に基づく行政指導による場合など、重大な事由でやむを得ないと管理者が判断したとき

## 第24条 (紛失物、忘れ物など)

- (1) プール会員が本センターの利用の際に、生じた紛失物や忘れ物、放置物については、管理者および本センターは一切の損害賠償、補償等の責を負わないものとします。
- (2) 本センター内での忘れ物、放置物等は原則として1ヶ月保管したあとに処分します。

## 第25条 (規則の改定)

本センターは、規則等を必要に応じて改定することができます。なお改定を実施する場合は、1ヶ月以上前に掲示することで通知されたものとし、改定した規則等の効力は全てのプール会員へ及ぶものとします。

## 第26条 (通知方法)

本規則に関するプール会員への通知は、本センター内へ掲示する方法で行います。

## 第27条 (発効)

本規則は、平成30年6月30日制定

平成30年7月1日発効

令和8年4月1日改定